

条 例 議 案 の 概 要

—令和4年6月定例会—

目 次

議案第 63 号	盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第 64 号	盛岡市市税条例の一部を改正する条例について	4
議案第 65 号	盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について	17
議案第 66 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について	21
議案第 67 号	盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する条例について	25
議案第 68 号	盛岡市地区活動センター条例等の一部を改正する条例について	28
議案第 69 号	盛岡市球技公園条例について	37
議案第 80 号	専決処分につき承認を求めることについて (盛岡市市税条例の一部を改正する条例)	40

議案第 63 号

盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国の例に準じ、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げようとするものである。

2 改正の内容

(1) 選挙運動用自動車の使用における公費負担の限度額（第4条）

選挙運動用自動車が一般運送契約以外の契約（レンタル方式）の場合について、公費負担の限度額を次のように改正する。〔車両のレンタル及びガソリン代の改正〕

区分	改正案	現行
選挙運動用自動車の借入れ（1日あたり）	16,100円	15,800円
選挙運動用自動車の燃料費（1日あたり）	7,700円	7,560円

(2) 選挙運動用ビラの作成における公費負担の限度額（第6条）

選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額を次のように改正する。

区分	改正案	現行
選挙運動用ビラの作成費（1枚あたり）	7.73円	7.51円

(3) 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額（第9条）

選挙運動用ポスターの作成に係る企画費及び印刷費の公費負担の限度額を次のように改正する。

区分	改正案	現行
企画費とポスター掲示場の数500までの分に係る作成費	586,905円	573,030円
ポスター掲示場の数から500を控除した数の分に係る作成費 （1枚あたり）	28.35円	27.50円

3 施行期日

公布の日

盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例 平成6年9月30日条例第31号</p>	<p>○盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例 平成6年9月30日条例第31号</p>
<p>改正 略 令和4年 月 日条例第 号</p>	<p>改正 略</p>
<p>盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例</p>	<p>盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例</p>
<p>第1条から第3条まで 略 (選挙運動用自動車の使用における公費の支払)</p>	<p>第1条から第3条まで 略 (選挙運動用自動車の使用における公費の支払)</p>
<p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p>	<p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p>
<p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用されるときは、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が6万4,500円を超えるときは、6万4,500円）の合計金額</p>	<p>(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用されるときは、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が6万4,500円を超えるときは、6万4,500円）の合計金額</p>
<p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p>	<p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p>
<p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用されるときは、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万6,100円を超えるときは、1万6,100円）の合計金額</p>	<p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用されるときは、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万5,800円を超えるときは、1万5,800円）の合計金額</p>
<p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定に基づく候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p>	<p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定に基づく候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p>
<p>ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用されるときは、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が1万2,500円を超えるときは、1万2,500円）の合計金額</p>	<p>ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用されるときは、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が1万2,500円を超えるときは、1万2,500円）の合計金額</p>
<p>第5条 略 (選挙運動用ビラの作成の公営)</p>	<p>第5条 略 (選挙運動用ビラの作成の公営)</p>
<p>第6条 候補者は、7円73銭に法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成枚数（当該作成枚数が同号に定める選挙の区分に応じた枚数を超えるときは、当該選挙の区分に応じた枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>第6条 候補者は、7円51銭に法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成枚数（当該作成枚数が同号に定める選挙の区分に応じた枚数を超えるときは、当該選挙の区分に応じた枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>
<p>第7条 略 (選挙運動用ビラの作成における公費の支払)</p>	<p>第7条 略 (選挙運動用ビラの作成における公費の支払)</p>
<p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超えるときは、7円73銭）に当該</p>	<p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超えるときは、7円51銭）に当該</p>

改正後	改正前
<p>選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める選挙の区分に応じた枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公営)</p>	<p>選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める選挙の区分に応じた枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公営)</p>
<p>第9条 候補者は、28円35銭に法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の掲示場の数から500を控除して得た数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金額を選挙運動用ポスターの掲示場の数で除して得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が選挙運動用ポスターの掲示場の数に相当する数を超えるときは、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>第9条 候補者は、27円50銭に法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の掲示場の数から500を控除して得た数を乗じて得た金額に57万3,030円を加えた金額を選挙運動用ポスターの掲示場の数で除して得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が選挙運動用ポスターの掲示場の数に相当する数を超えるときは、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>
<p>第10条から第12条まで 略 附 則 略</p>	<p>第10条から第12条まで 略 附 則 略</p>
<p>附 則 (令和4年条例第 号)</p>	
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>	
<p>2 改正後の盛岡市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される市議会議員及び市長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された市議会議員及び市長の選挙については、なお従前の例による。</p>	

議案第 64 号

盛岡市市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方税法（昭和25年法律第 226号）の改正に伴い、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する者に係る総所得金額の算定方法、扶養親族等申告書に記載すべき事項並びに住宅借入金等特別税額控除の適用期限を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 総所得金額の算定方法

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る総所得金額の算定の方法を所得税と個人市民税で統一するもの。

(2) 扶養親族等申告書の記載事項

給与所得者及び公的年金等受給者に、退職手当等に係る所得のある配偶者（特定配偶者）及び控除対象扶養親族の氏名を記載することとしたもの。

(3) 住宅借入金等特別税額控除の延長・見直し

- ・適用期限を4年間延長し、令和7年までの入居者を対象とする。
- ・控除期間を10年から13年に延長し、個人市民税の控除適用期限を令和20年度までとする。

※改正に伴う影響額：7,440万円減の見込み。（全額が国費で補填される。）

(4) その他規定の整備

ア 個人市民税の申告

文言の整理、字句の修正及び項ずれの規定の整備

イ 長期譲渡所得に係る個人市民税の課税の特例

引用している租税特別措置法第37条の9の削除に伴う引用条項の削除

ウ 税額控除の期間

新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の期間終了による該当する附則の削除

3 施行期日

- (1) 2 (1)、2 (4)ア 令和6年1月1日施行
- (2) 2 (2)、2 (3)、2 (4)イ及びウ 令和5年1月1日施行

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号</p>
<p>改正 略 令和4年 月 日条例第 号</p>	<p>改正 略</p>
<p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第34条まで 略 (所得割の課税標準)</p>	<p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第34条まで 略 (所得割の課税標準)</p>
<p>第35条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。</p>	<p>第35条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。</p>
<p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</p>	<p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和40年法律第33号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</p>
<p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p>	<p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p>
<p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第38条の2第1項に規定する確定申告書 に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があるとき は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>
<p>5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p>	<p>(1) 第38条第1項の規定による申告書 (2) 第38条の2第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p>
<p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第38条の2第1項に規定する確定申告書 に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第36条の8において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>
<p>第36条から第36条の7まで 略 (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p>	<p>(1) 第38条第1項の規定による申告書 (2) 第38条の2第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p>
<p>第36条の8 所得割の納税義務者が、第35条第4項に規定する確定申告書 に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書 に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第36条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割</p>	<p>第36条から第36条の7まで 略 (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p>
<p>第36条の8 所得割の納税義務者が、第35条第4項に規定する確定申告書 に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書 に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第36条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割</p>	<p>第36条の8 所得割の納税義務者が、第35条第4項に規定する特定配当等申告書 に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書 に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第36条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割</p>

改正後	改正前
<p>の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、施行令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を選出し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>第37条 略 (市民税の申告等)</p> <p>第38条 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与」と総称する。)又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないもの)に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により市長が定める。</p> <p>3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。</p> <p>6 第26条第1項第1号に掲げる者は、第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。</p>	<p>の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、施行令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を選出し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>第37条 略 (市民税の申告等)</p> <p>第38条 第26条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下「給与」と総称する。)又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(施行令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者)に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第27条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により市長が定める。</p> <p>3 市長は、法第317条の6第1項の給与支払報告書又は同条第4項の公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかつた場合において、市民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、給与所得等以外の所得を有しなかつた者を指定し、その者に第1項又は前項の申告書を市長の指定する期限までに提出させることができる。</p> <p>4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。</p> <p>6 第26条第1項第1号に掲げる者は、第36条の6第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。	7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。
8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第26条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。	8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第26条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第26条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。	9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第26条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第26条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。	10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第26条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。
第38条の2 第26条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下本条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。	第38条の2 第26条第1項第1号の者が前年分の所得税につき所得税法第2条第1項第37号の確定申告書（以下本条において「確定申告書」という。）を提出した場合には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書が提出されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。
2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。	2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。
3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）
第38条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。	第38条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
(1) 当該給与支払者の氏名又は名称	(1) 当該給与支払者の氏名又は名称
(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名	(2) 扶養親族の氏名
(3) 扶養親族の氏名	(3) その他施行規則で定める事項
(4) その他施行規則で定める事項	
2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。	2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。	3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が施行令第48条の9の7の2において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書	4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が施行令第48条の9の7の2において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書

改正後	改正前
<p>に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第45条の15第3項において同じ。）により提供することができる。</p>	<p>に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第45条の15第3項において同じ。）により提供することができる。</p>
<p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p>	<p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p>
<p>第38条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第45条の8に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 特定配偶者の氏名 (3) 扶養親族の氏名 (4) その他施行規則で定める事項</p>	<p>第38条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 扶養親族の氏名 (3) その他施行規則で定める事項</p>
<p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>	<p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>
<p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>	<p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>
<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が施行令第48条の9の7の3において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が施行令第48条の9の7の3において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>
<p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>
<p>第38条の3から第150条まで 略</p>	<p>第38条の3から第150条まで 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>第1条から第5条の3まで 略</p>	<p>第1条から第5条の3まで 略</p>
<p>第5条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>第5条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第36条の3及び第36条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2 前項の規定の適用がある場合における第36条の7及び第36条の8第1項の規定の適用については、第36条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、第36条の8第1項中「前3条」とあ</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合における第36条の7及び第36条の8第1項の規定の適用については、第36条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の3の2第1項」と、第36条の8第1項中「前3条」とあ</p>

改正後	改正前
<p>下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に規定する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 48万円</p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第23条から第25条まで 略</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若</p>	<p>下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に規定する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 48万円</p> <p>イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第23条から第25条まで 略</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若</p>

改正後	改正前
<p>しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第38条の2第1項に規定する確定申告書 に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき に限り、適用する。</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得</p>	<p>しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 (1) 第38条第1項の規定による申告書 (2) 第38条の2第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得</p>

改正後	改正前
<p>金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>25条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第38条の2第1項に規定する確定申告書 に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき に限り、適用する。</p>	<p>金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>25条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第35条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第35条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第36条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第36条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項及び第6項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場</p>

改正後	改正前
<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは附則第25条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第36条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第25条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書」にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合</p> <p>第25条の4から第40条まで 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p> <p>第41条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第36条の6の規定を適用する。</p>	<p>合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第38条第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第38条の2第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第36条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第36条の5から第36条の7まで、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、第36条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項前段、第36条の7、第36条の8第1項、附則第5条第1項、附則第5条の3第1項及び附則第5条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第37条第1項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは附則第25条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第36条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第25条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書」にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第35条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>第25条の4から第40条まで 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p> <p>第41条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第36条の6の規定を適用する。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p> <p>第42条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の</p>

改正後	改正前
<p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和4年条例第 号抄)</p> <p>(施行期日)</p>	<p>3の2第1項の規定の適用については、同項中「平成45年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「平成45年度」とあるのは「令和17年度」と、「平成33年」とあるのは「令和4年」とする。</p> <p>附 則 略</p>
<p>1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第38条の2の2の見出し及び同条第1項並びに第38条の2の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに附則第5条の3の2第1項、第22条の2第3項及び第41条の改正規定並びに附則第42条を削る改正規定並びに次項並びに附則第3項及び第5項の規定 令和5年1月1日</p> <p>(2) 第35条第4項及び第6項、第36条の8第1項及び第2項、第38条第1項ただし書及び第2項並びに第38条の2第2項及び第3項の改正規定並びに附則第20条第2項、第25条の2第4項並びに第25条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第4項の規定 令和6年1月1日</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>2 前項第1号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例(以下「新条例」という。)第38条の2の2第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第38条の2の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき同号に掲げる規定による改正前の盛岡市市税条例(次項において「旧条例」という。)第38条の2の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。</p> <p>3 新条例第38条の2の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第38条の2の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第38条の2の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。</p> <p>4 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の盛岡市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>参考 略</p>	<p>参考 略</p>

改正後	改正前（令和3年条例第24号による改正後）※令和6年1月1日施行	改正前（本則による改正後）※令和5年1月1日施行	改正前（令和3年条例第24号による改正前）
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 令和4年 月 日条例第 号 盛岡市市税条例 目次及び第1条から第38条の2の2まで 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第38条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第45条の8に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有するものであつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1） 当該公的年金等支払者の名称 （2） 特定配偶者の氏名 （3） 扶養親族の氏名 （4） その他施行規則で定める事項 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 盛岡市市税条例 目次及び第1条から第38条の2の2まで 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書） 第38条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、 扶養親族（年齢16歳未満の者）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1） 当該公的年金等支払者の名称 （2） 扶養親族の氏名 （3） その他施行規則で定める事項 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 令和4年 月 日条例第 号 盛岡市市税条例 目次及び第1条から第38条の2の2まで 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第38条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第45条の8に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有するものであつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（ 控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1） 当該公的年金等支払者の名称 （2） 特定配偶者の氏名 （3） 扶養親族の氏名 （4） その他施行規則で定める事項 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 盛岡市市税条例 目次及び第1条から第38条の2の2まで 略 （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書） 第38条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、 扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （1） 当該公的年金等支払者の名称 （2） 扶養親族の氏名 （3） その他施行規則で定める事項 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代</p>

改正後	改正前（令和3年条例第24号による改正後）※令和6年1月1日施行	改正前（本則による改正後）※令和5年1月1日施行	改正前（令和3年条例第24号による改正前）
<p>えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が施行令第48条の9の7の3において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>第38条の3から第150条まで 略 附 則 略 附 則（令和4年条例第 号抄） （施行期日）</p> <p>(1) 第38条の2の2の見出し及び同条第1項並びに第38条の2の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに附則第5条の3の2第1項、第22条の2第3項及び第41条の改正規定並びに附則第42条を削る改正規定並びに次項並びに附則第3項及び第5項の規定 令和5年1月1日 （盛岡市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）</p> <p>5 盛岡市市税条例の一部を改正する条例（令和3年条例第24号）の一部を次のように改正する。 第38条の2の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する」に改める。</p>	<p>えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が施行令第48条の9の7の3において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>第38条の3から第150条まで 略 附 則 略</p>	<p>えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が施行令第48条の9の7の3において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>第38条の3から第150条まで 略 附 則 略</p>	<p>えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が施行令第48条の9の7の3において準用する施行令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>第38条の3から第150条まで 略 附 則 略</p>

議案第 65 号

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

地方活力向上地域において特定業務施設を新設し、又は増設した事業者に対する固定資産税の課税免除及び不均一課税の要件である地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期間を2年延長するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

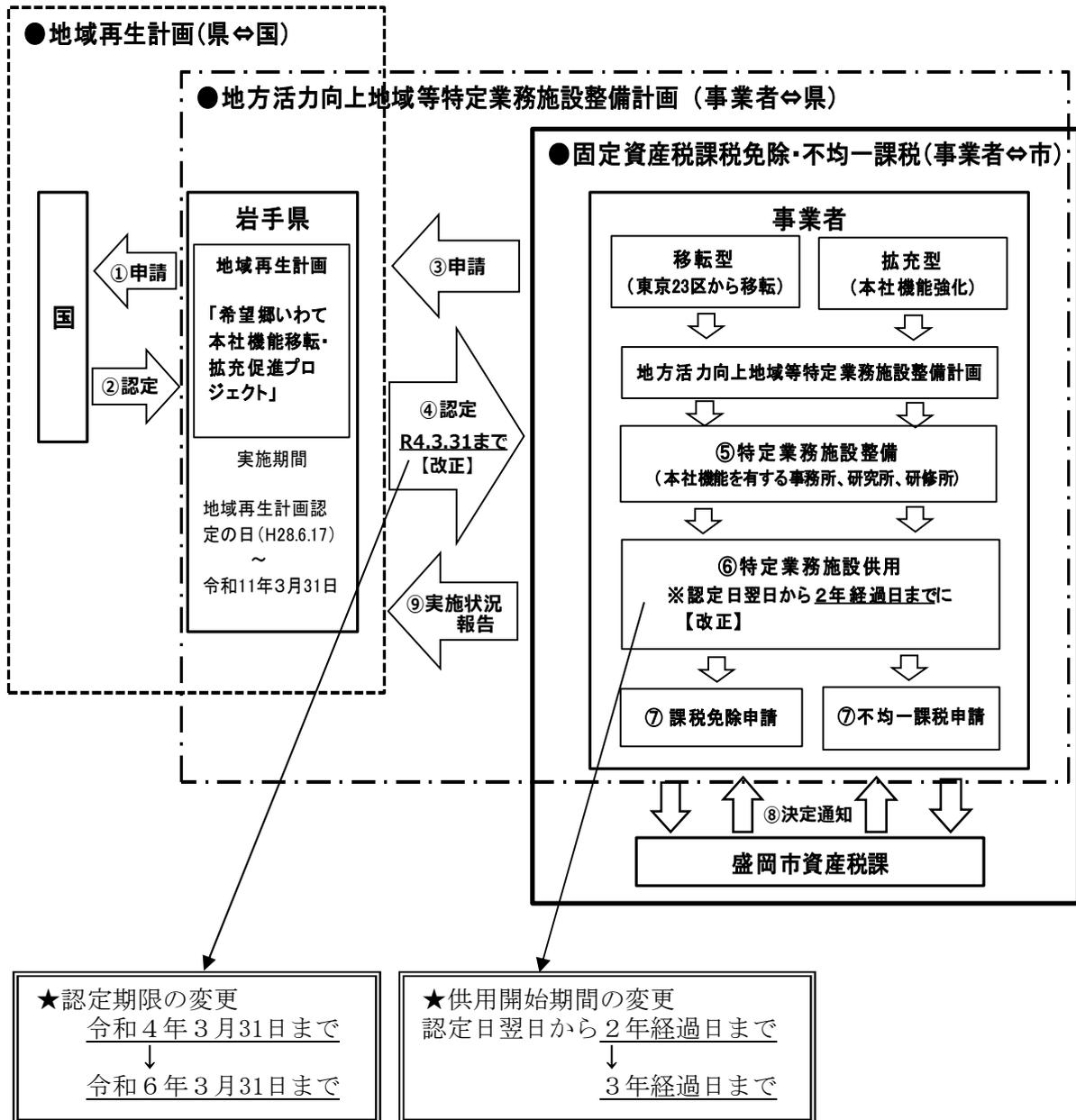
2 改正の内容

- (1) 事業者が認定を受ける地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限について令和4年3月31日を令和6年3月31日に改める。
- (2) 事業者が当該計画の認定日から特定業務施設を新設し、又は増設するまでの期限について2年を3年に改める。

3 施行期日

公布の日

1 現行制度のフロー図と改正点 (★)



2 制度の経緯

地域再生法に基づき、岩手県では、平成28年6月17日付けで国から地域再生計画の認定(令和4年3月31日付けで変更認定)を受けました。この計画に基づき、本社機能の移転又は拡充を行う事業者は、県に「地方活力向上地域等**特定業務施設**^{※3}整備計画」の申請を行い、認定を受けることで、税制等の支援措置を受けることができる制度です。

地域再生計画では、**移転型事業**^{※1}と**拡充型事業**^{※2}の事業別に対象地域を設定しています。

※1 **移転型事業**…東京23区にある本社機能を地方活力向上地域に移転し、特定業務施設を整備する事業

※2 **拡充型事業**…地方活力向上地域において本社機能を拡充、又は、東京23区以外の地域から本社機能を移転し、特定業務施設を整備する事業

※3 **特定業務施設**…本社機能を有する事務所、研究所、研修所

改正後	改正前
<p>○盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例</p>	<p>○盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例</p>
<p>平成28年12月22日条例第48号</p>	<p>平成28年12月22日条例第48号</p>
<p>改正 略</p>	<p>改正 略</p>
<p>令和4年 月 日条例第 号</p>	
<p>盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例</p>	<p>盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例</p>
<p>第1条 略</p>	<p>第1条 略</p>
<p>(固定資産税の課税免除)</p>	<p>(固定資産税の課税免除)</p>
<p>第2条 法第5条第18項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)でその取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第6項に規定する中小通算法人)にあつては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)(法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るものに限る。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度(以下「第1年度」という。)以後3年度内に限り、その課税を免除する。</p> <p>(固定資産税の不均一課税)</p>	<p>第2条 法第5条第18項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日)に限る。以下「公示日」という。)から令和4年3月31日までの間に法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。)の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)でその取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号)に規定する中小連結法人)にあつては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)(法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るものに限る。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度(以下「第1年度」という。)以後3年度内に限り、その課税を免除する。</p> <p>(固定資産税の不均一課税)</p>
<p>第3条 公示日から令和6年3月31日までの間に法第17条の2第3項の規定により地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特別償却設備(法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係るものに限る。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、盛岡市市税条例(昭和25年条例第16号)第51条の3の規定にかかわらず、第1年度以後3年度間において、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 第1年度 100分の0.14</p> <p>(2) 第1年度の翌年度 100分の0.467</p> <p>(3) 第1年度の翌々年度 100分の0.933</p>	<p>第3条 公示日から令和4年3月31日までの間に法第17条の2第3項の規定により地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、地方活力向上地域内において当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特別償却設備(法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係るものに限る。)を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地(公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税の税率は、盛岡市市税条例(昭和25年条例第16号)第51条の3の規定にかかわらず、第1年度以後3年度間において、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 第1年度 100分の0.14</p> <p>(2) 第1年度の翌年度 100分の0.467</p> <p>(3) 第1年度の翌々年度 100分の0.933</p>
<p>第4条から第8条まで 略</p>	<p>第4条から第8条まで 略</p>
<p>附 則 略</p>	<p>附 則 略</p>
<p>附 則 (令和4年条例第 号)</p>	
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>	
<p>2 改正前の盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例第2条に規定する中小連結法人については、改正後</p>	

改正後	改正前
の盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例第2条に規定する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。	

議案第 66 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第 149号）の改正に伴い、マンション管理計画認定等申請手数料及びマンション管理計画変更認定申請手数料を定めようとするものである。

2 改正の内容

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第 149号）の改正により創設された「マンション管理計画認定制度」の運用に当たり、国から示された審査料の目安額と同額にて、「新規認定」に係る申請手数料、認定の有効期間5年ごとに必要となる「認定更新」に係る申請手数料及び管理計画を変更する場合の「変更認定」の申請手数料を定める。

【手数料】

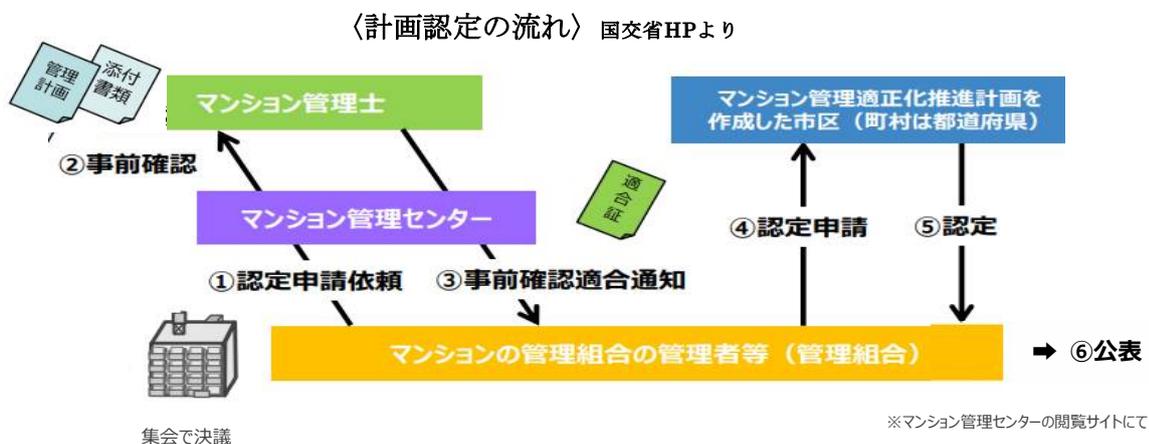
別表65の2の5

マンション管理計画 認定申請 手数料	3,600円
マンション管理計画 認定更新申請 手数料	3,600円

別表65の2の6

マンション管理計画 変更認定申請 手数料	16,600円
----------------------	---------

※「新規認定」及び「認定更新」については、下図のとおり、管理者等が認定申請する際、（公財）マンション管理センターが「事前確認制度」によって発行する「適合証」の添付を義務付けている。これにより認定業務量が大幅に削減されるため、変更認定に比較し、手数料が低額となる。（変更認定は事前確認制度が適用できない。）



3 施行期日

公布の日

4 その他

(1) マンション管理計画認定制度の概要

「マンション管理適正化推進計画」を策定した地方公共団体が、マンション管理者等から申請されるマンション管理計画について、国が定める認定基準を満たす場合、適正に管理されたマンションとして認定する制度。認定を受けることで、各マンションの管理水準の向上が図られるほか、公表されることで市場における評価の向上が期待される。

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略 令和4年 月 日条例第 号 盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （手数料の徴収等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。 2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。</p> <p>第3条から第9条まで 略 附 則 略 附 則（令和4年条例第 号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p>			<p>○盛岡市手数料条例 平成12年3月30日条例第29号 改正 略 盛岡市手数料条例 盛岡市手数料条例（昭和23年条例第39号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 略 （手数料の徴収等）</p> <p>第2条 別表の左欄に掲げる手数料を徴収する事務を処理する場合は、同表の当該右欄に掲げる金額の手数を当該手数料を徴収する事務に係る申請等をした者から徴収する。 2 郵送により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者から前項に規定する手数料のほかに郵送料を徴収する。</p> <p>第3条から第9条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p>		
手数料を徴収する事務	名称	金額	手数料を徴収する事務	名称	金額
1から65の2の4まで 略			1から65の2の4まで 略		
65の2の5 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3第1項（同法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査	マンション管理計画認定等申請手数料	3,600円			
65の2の6 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料	1万6,600円			
65の2の7 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可申請手数料	23万4,000円	65の2の5 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可申請手数料	23万4,000円
65の2の8 土壌汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可更新申請手数料	21万8,000円	65の2の6 土壌汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	汚染土壌処理業許可更新申請手数料	21万8,000円
65の2の9 土壌汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業変更許可申請手数料	21万6,000円	65の2の7 土壌汚染対策法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の変更の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業変更許可申請手数料	21万6,000円

改正後			改正前				
65の2の10	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づく要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建替えマンションの容積率の特例許可申請手数料	16万円	65の2の8	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づく要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建替えマンションの容積率の特例許可申請手数料	16万円
65の2の11	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	引取業者登録申請手数料	4,500円	65の2の9	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	引取業者登録申請手数料	4,500円
65の3から74まで略				65の3から74まで略			

議案第 67 号

盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

建築物の敷地が前潟小売店舗地区の内外にわたる場合における建築物の用途の制限に係る措置を定めようとするものである。

2 改正の内容

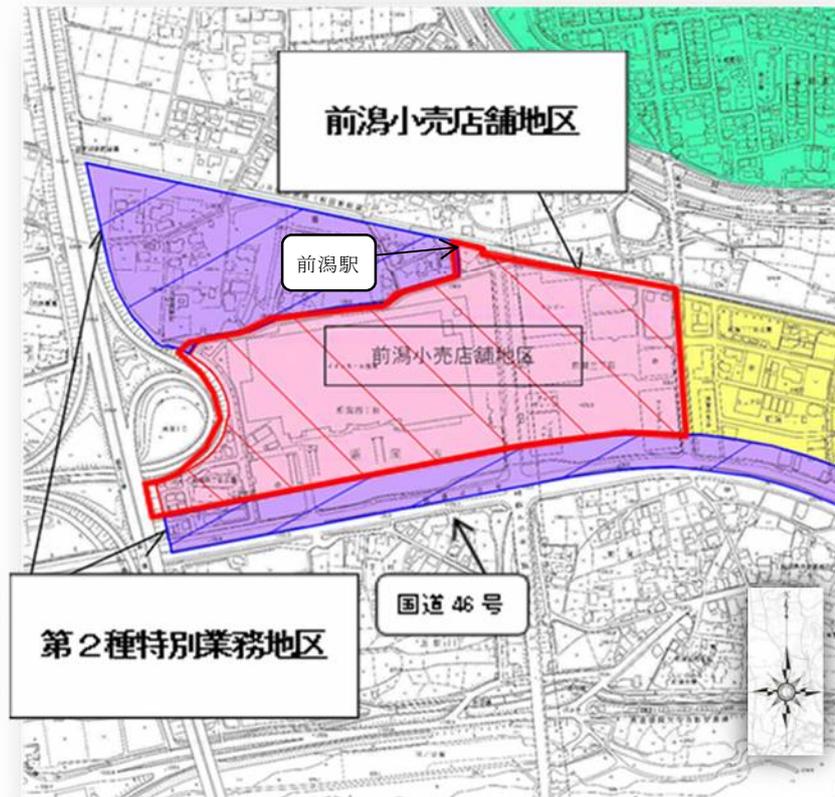
「前潟小売店舗地区」について、建築物の敷地が当該地区の内外にわたる場合、当該敷地の過半が当該地区に属する場合には、その敷地の全部について当該地区の制限を適用させ、当該敷地の過半が当該地区に属しない場合には、その敷地の全部について当該地区の制限を適用しないこととするもの。

3 施行期日

公布の日

【参考】

(1) 「前潟小売店舗地区」の対象区域



(2) 「前潟小売店舗地区」の制限内容

前潟小売店舗地区内に建築してはならないもの

- (1) ホテル又は旅館
- (2) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの
- (3) 学校
- (4) 病院
- (5) 3を超える階を長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物
- (6) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- (7) 図書館、博物館その他これらに類するもの
- (8) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
- (9) カラオケボックスその他これに類するもの
- (10) 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が6万5,000平方メートル（別途定める公共交通利用促進措置に係る規則に基づく認定を受けた建築物にあっては、7万平方メートルを上限に市長が認めた面積）を超えるもの

盛岡市特別用途地区建築制限条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市特別用途地区建築制限条例 平成7年9月29日条例第35号</p> <p>改正 略</p> <p>令和4年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市特別用途地区建築制限条例</p> <p>第1条及び第2条 略 (建築物の敷地が地区の内外にわたる場合の措置)</p> <p>第3条 建築物の敷地が第1種特別業務地区、第2種特別業務地区、第3種特別業務地区、第4種特別業務地区、<u>特別工業地区又は前潟小売店舗地区</u>の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半がこれらの地区に属するときは当該敷地の全部について前条第1項の規定を適用し、当該敷地の過半がこれらの地区に属しないときは当該敷地の全部について同項の規定は適用しない。</p> <p>第4条から第8条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則 (令和4年条例第 号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表 略</p>	<p>○盛岡市特別用途地区建築制限条例 平成7年9月29日条例第35号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市特別用途地区建築制限条例</p> <p>第1条及び第2条 略 (建築物の敷地が地区の内外にわたる場合の措置)</p> <p>第3条 建築物の敷地が第1種特別業務地区、第2種特別業務地区、第3種特別業務地区、第4種特別業務地区 <u>又は特別工業地区</u>の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半がこれらの地区に属するときは当該敷地の全部について前条第1項の規定を適用し、当該敷地の過半がこれらの地区に属しないときは当該敷地の全部について同項の規定は適用しない。</p> <p>第4条から第8条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表 略</p>

議案第 68 号

盛岡市地区活動センター条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

緑が丘地区活動センター等、日戸地区コミュニティセンター等及び湯沢地域交流活性化センターにおいて、冷房を使用する場合に冷房料を徴収しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市地区活動センター条例（昭和54年条例第9号）の一部改正内容

エアコン設置を行う緑が丘地区活動センター外3施設の集会室について、第8条使用料別表に定める額の3割に相当する額を冷房料として徴収する。

施設名	エアコン設置部屋名
緑が丘地区活動センター	第2集会室
山岸地区活動センター	第1集会室
本宮地区活動センター	第1集会室
仁王地区活動センター	集会室

(2) 盛岡市コミュニティセンター条例（平成17年条例第94号）の一部改正内容

エアコン設置を行う日戸地区コミュニティセンター外13施設の集会室等について、第8条使用料別表に定める額の3割に相当する額を冷房料として徴収する。

施設名	エアコン設置部屋名
好摩地区コミュニティセンター	第1集会室
	第2集会室
	和室
	料理実習室
日戸地区コミュニティセンター	集会室
生出3地区コミュニティセンター	集会室
渋民地区コミュニティセンター	集会室
好摩東地区コミュニティセンター	集会室
城内地区コミュニティセンター	集会室
下田川崎地区コミュニティセンター	集会室

永井地区コミュニティセンター	集会室
大台地区コミュニティセンター	和室
白沢地区コミュニティセンター	集会室
馬場状小屋地区コミュニティセンター	集会室
松内地区コミュニティセンター	集会室
小袋地区コミュニティセンター	集会室
前田地区コミュニティセンター	集会室

(3) 盛岡市地域交流活性化センター条例（平成25年条例第14号）の一部改正内容

エアコン設置を行う湯沢地域交流活性化センター第1集会室について、第8条使用料別表に定める額の3割に相当する額を冷房料として徴収する。ただし、第1集会室の2分の1を使用する場合は1割5分に相当する額とする。

施設名	エアコン設置部屋名
湯沢地域交流活性化センター	第1集会室

(4) その他

(1) に示す改正内容の施行期日が、現に公布されている盛岡市役所支所及び出張所設置条例等の一部改正条例（令和4年条例第1号）より先に到来することから、盛岡市役所支所及び出張所設置条例等の一部改正条例第4条の改正を行う。

3 施行期日

- (1) 2-(1)、(2)及び(3) 規則で定める日（ただし、2-(2)中好摩地区コミュニティセンターは令和4年7月1日）
- (2) 2-(4) 公布の日

【第1条】盛岡市地区活動センター条例 新旧対照表

改正後		改正前																																																																																					
○盛岡市地区活動センター条例 昭和54年3月28日条例第9号 改正 略 令和4年 月 日条例第 号 盛岡市地区活動センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略 附 則 (令和4年条例第 号抄)		○盛岡市地区活動センター条例 昭和54年3月28日条例第9号 改正 略 盛岡市地区活動センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第19条まで 略 附 則 略																																																																																					
1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条中盛岡市コミュニティセンター条例別表備考の改正規定及び同表備考に各号を加える改正規定(第1号に係る部分に限る。)は令和4年7月1日から施行する。																																																																																							
別表(第8条関係)		別表(第8条関係)																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>正午から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>緑が丘地区活動センター</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>山岸地区活動センター</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>本宮地区活動センター</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>仁王地区活動センター</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	略	略	略	略	略	略	略	緑が丘地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	山岸地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	本宮地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	仁王地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>正午から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>緑が丘地区活動センター</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>山岸地区活動センター</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>本宮地区活動センター</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>仁王地区活動センター</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	略	略	略	略	略	略	略	緑が丘地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	山岸地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	本宮地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	仁王地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																																																																																	
略	略	略	略	略	略	略																																																																																	
緑が丘地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																	
山岸地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																	
本宮地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																	
仁王地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																	
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																																																																																	
略	略	略	略	略	略	略																																																																																	
緑が丘地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																	
山岸地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																	
本宮地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																	
仁王地区活動センター	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																	
備考 1 加賀野地区活動センターの体育館の半面を使用する場合には、表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。 2 体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額(1の場合にあつては、1に定める額。以下同じ。)の3倍に相当する額を使用料として徴収する。 3 暖房(次に掲げるセンター にあつては、冷暖房)を使用する場合には、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料(当該センター にあつては、冷房料又は暖房料)として徴収する。 (1) 青山地区活動センター(体育館を除く。) (2) 仙北地区活動センター (3) 緑が丘地区活動センター(第2集会室に限る。) (4) 山岸地区活動センター(第1集会室に限る。) (5) 本宮地区活動センター(第1集会室に限る。) (6) 仁王地区活動センター(集会室に限る。))		備考 1 加賀野地区活動センターの体育館の半面を使用する場合には、表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。 2 体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額(1の場合にあつては、1に定める額。以下同じ。)の3倍に相当する額を使用料として徴収する。 3 暖房(青山地区活動センター(体育館を除く。以下同じ。))及び仙北地区活動センターにあつては、冷暖房)を使用する場合には、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料(青山地区活動センター及び仙北地区活動センターにあつては、冷房料又は暖房料)として徴収する。																																																																																					

【第2条】盛岡市コミュニティセンター条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市コミュニティセンター条例 平成17年12月26日条例第94号 改正 略 令和4年 月 日条例第 号	○盛岡市コミュニティセンター条例 平成17年12月26日条例第94号 改正 略
盛岡市コミュニティセンター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)	盛岡市コミュニティセンター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)
第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。	第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。
第9条から第19条まで 略 附 則 略 附 則 (令和4年条例第 号抄)	第9条から第19条まで 略 附 則 略

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条中盛岡市コミュニティセンター条例別表備考の改正規定及び同表備考に各号を加える改正規定(第1号に係る部分に限る。)は令和4年7月1日から施行する。

別表(第8条関係)

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
好摩地区コミュニティセンター 第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
好摩地区コミュニティセンター 第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
好摩地区コミュニティセンター 和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
好摩地区コミュニティセンター 料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
日戸地区コミュニティセンター 集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
日戸地区コミュニティセンター 和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
日戸地区コミュニティセンター 料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
川又地区コミュニティセンター 集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
川又地区コミュニティセンター 和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
川又地区コミュニティセンター 料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
生出3地区コミュニティセンター 集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
生出3地区コミュニティセンター 第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
生出3地区コミュニティセンター 第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
生出3地区コミュニティセンター 料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
渋民地区コミュニティセンター 集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
渋民地区コミュニティセンター 第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
渋民地区コミュニティセンター 第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
渋民地区コミュニティセンター 料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
山田地区コミュニティセンター 集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
山田地区コミュニティセンター 第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
山田地区コミュニティセンター 第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
山田地区コミュニティセンター 料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
巻堀地区コミュニティセンター 集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
巻堀地区コミュニティセンター 第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
巻堀地区コミュニティセンター 第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

別表(第8条関係)

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
好摩地区コミュニティセンター 第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
好摩地区コミュニティセンター 第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
好摩地区コミュニティセンター 和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
好摩地区コミュニティセンター 料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
日戸地区コミュニティセンター 集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
日戸地区コミュニティセンター 和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
日戸地区コミュニティセンター 料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
川又地区コミュニティセンター 集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
川又地区コミュニティセンター 和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
川又地区コミュニティセンター 料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
生出3地区コミュニティセンター 集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
生出3地区コミュニティセンター 第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
生出3地区コミュニティセンター 第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
生出3地区コミュニティセンター 料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
渋民地区コミュニティセンター 集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
渋民地区コミュニティセンター 第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
渋民地区コミュニティセンター 第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
渋民地区コミュニティセンター 料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
山田地区コミュニティセンター 集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
山田地区コミュニティセンター 第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
山田地区コミュニティセンター 第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
山田地区コミュニティセンター 料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
巻堀地区コミュニティセンター 集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
巻堀地区コミュニティセンター 第1和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
巻堀地区コミュニティセンター 第2和室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

改正後							改正前						
	室							室					
備考 暖房（次に掲げるセンターにあつては、冷暖房）を使用する場合は、この表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料（当該センターにあつては、冷房料又は暖房料）として徴収する。							備考 暖房 を使用する場合は、この表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料 として徴収する。						
<ul style="list-style-type: none"> (1) 好摩地区コミュニティセンター (2) 日戸地区コミュニティセンター（集会室に限る。） (3) 生田3地区コミュニティセンター（集会室に限る。） (4) 渋民地区コミュニティセンター（集会室に限る。） (5) 好摩東地区コミュニティセンター（集会室に限る。） (6) 城内地区コミュニティセンター（集会室に限る。） (7) 下田川崎地区コミュニティセンター（集会室に限る。） (8) 永井地区コミュニティセンター（集会室に限る。） (9) 大台地区コミュニティセンター（和室に限る。） (10) 白沢地区コミュニティセンター（集会室に限る。） (11) 馬場状小屋地区コミュニティセンター（集会室に限る。） (12) 松内地区コミュニティセンター（集会室に限る。） (13) 小袋地区コミュニティセンター（集会室に限る。） (14) 前田地区コミュニティセンター（集会室に限る。） 													

【第3条】盛岡市地域交流活性化センター条例 新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																		
○盛岡市地域交流活性化センター条例 平成25年3月27日条例第14号 改正 略 令和4年 月 日条例第 号	○盛岡市地域交流活性化センター条例 平成25年3月27日条例第14号 改正 略																																																																																																		
盛岡市地域交流活性化センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)	盛岡市地域交流活性化センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)																																																																																																		
第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。	第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。 (1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。																																																																																																		
第9条から第19条まで 略 附 則 略 附 則 (令和4年条例第 号抄)	第9条から第19条まで 略 附 則 略																																																																																																		
1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条中盛岡市コミュニティセンター条例別表備考の改正規定及び同表備考に各号を加える改正規定(第1号に係る部分に限る。)は令和4年7月1日から施行する。																																																																																																			
別表(第8条関係) (1) 湯沢地域交流活性化センター	別表(第8条関係) (1) 湯沢地域交流活性化センター																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>正午から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1集会室</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> <td>2,800円</td> <td>5,000円</td> <td>5,800円</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	第1集会室	2,300円	3,000円	2,800円	5,000円	5,800円	7,500円	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>正午から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1集会室</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> <td>2,800円</td> <td>5,000円</td> <td>5,800円</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	第1集会室	2,300円	3,000円	2,800円	5,000円	5,800円	7,500円	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																										
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																																																																																													
第1集会室	2,300円	3,000円	2,800円	5,000円	5,800円	7,500円																																																																																													
第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																																																																																													
第1集会室	2,300円	3,000円	2,800円	5,000円	5,800円	7,500円																																																																																													
第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
備考 1 第1集会室の2分の1を使用する場合には、この表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。 2 暖房(第1集会室にあっては、冷暖房)を使用する場合は、この表に掲げる額の3割(第1集会室の2分の1を使用する場合は、1割5分)に相当する額を暖房料(第1集会室にあっては、冷房料又は暖房料)として徴収する。	備考 1 第1集会室の2分の1を使用する場合には、この表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。 2 暖房(第1集会室にあっては、冷暖房)を使用する場合は、この表に掲げる額の3割(第1集会室の2分の1を使用する場合は、1割5分)に相当する額を暖房料(第1集会室にあっては、冷房料又は暖房料)として徴収する。																																																																																																		
(2) 永井地域交流活性化センター	(2) 永井地域交流活性化センター																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>正午から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>2,700円</td> <td>3,600円</td> <td>3,200円</td> <td>5,900円</td> <td>6,800円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>第1集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第3集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第4集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第5集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	大ホール	2,700円	3,600円	3,200円	5,900円	6,800円	9,000円	第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>正午から午後9時まで</th> <th>午前9時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>2,700円</td> <td>3,600円</td> <td>3,200円</td> <td>5,900円</td> <td>6,800円</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>第1集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第3集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第4集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第5集会室</td> <td>900円</td> <td>1,200円</td> <td>1,100円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	大ホール	2,700円	3,600円	3,200円	5,900円	6,800円	9,000円	第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																																																																																													
大ホール	2,700円	3,600円	3,200円	5,900円	6,800円	9,000円																																																																																													
第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで																																																																																													
大ホール	2,700円	3,600円	3,200円	5,900円	6,800円	9,000円																																																																																													
第1集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
第3集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
第4集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
第5集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円																																																																																													
備考 冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。	備考 冷暖房を使用する場合は、この表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。																																																																																																		

改正後	改正前（令和4年条例第1号による改正後）	改正前（第1条による改正後）
<p>○盛岡市地区活動センター条例 昭和54年3月28日条例第9号 改正 略 令和4年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市地区活動センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)</p> <p>第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。</p> <p>2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第19条まで 略 附 則 略 附 則（令和4年条例第 号抄）</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条中盛岡市コミュニティセンター条例別表備考の改正規定及び同表備考に各号を加える改正規定（第1号に係る部分に限る。）は令和4年7月1日から施行する。</p>	<p>○盛岡市地区活動センター条例 昭和54年3月28日条例第9号 改正 略</p> <p>盛岡市地区活動センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)</p> <p>第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。</p> <p>2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第19条まで 略 附 則 略</p>	<p>○盛岡市地区活動センター条例 昭和54年3月28日条例第9号 改正 略</p> <p>盛岡市地区活動センター条例 第1条から第7条まで 略 (使用料)</p> <p>第8条 センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。</p> <p>(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。</p> <p>2 前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第19条まで 略 附 則 略</p>

別表（第8条関係）

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
略	略	略	略	略	略	略
太田地区活動センター	体育館 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2集会室 1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第3集会室 1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第4集会室 1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第5集会室 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
略	略	略	略	略	略	略
緑が丘地区活動センター	体育館 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2集会室 1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
山岸地区活動センター	体育館 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

別表（第8条関係）

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
略	略	略	略	略	略	略
太田地区活動センター	体育館 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2集会室 1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第3集会室 1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第4集会室 1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第5集会室 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第6集会室 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
略	略	略	略	略	略	略
緑が丘地区活動センター	体育館 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2集会室 1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
山岸地区活動センター	体育館 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

別表（第8条関係）

区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
略	略	略	略	略	略	略
太田地区活動センター	体育館 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2集会室 1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第3集会室 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第4集会室 1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第5集会室 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第6集会室 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
略	略	略	略	略	略	略
緑が丘地区活動センター	体育館 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第2集会室 1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
山岸地区活動センター	体育館 900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

改正後							改正前（令和4年条例第1号による改正後）							改正前（第1条による改正後）									
区活動センター	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	区活動センター	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	区活動センター	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円		第1集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円		第1集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		第2集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
本宮地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	本宮地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	本宮地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		第1集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		第2集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
仁王地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	仁王地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円	仁王地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円		料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円		集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
備考							備考							備考									
<p>1 加賀野地区活動センターの体育館の半面を使用する場合には、表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。</p> <p>2 体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額（1の場合にあつては、1に定める額。以下同じ。）の3倍に相当する額を使用料として徴収する。</p> <p>3 暖房（次に掲げるセンターにあつては、冷暖房）を使用する場合には、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料（当該センターにあつては、冷房料又は暖房料）として徴収する。</p> <p>(1) 青山地区活動センター（体育館を除く。）</p> <p>(2) 仙北地区活動センター</p> <p>(3) 太田地区活動センター（体育館を除く。）</p> <p>(4) 緑が丘地区活動センター（第2集会室に限る。）</p> <p>(5) 山岸地区活動センター（第1集会室に限る。）</p> <p>(6) 本宮地区活動センター（第1集会室に限る。）</p> <p>(7) 仁王地区活動センター（集会室に限る。）</p>							<p>1 加賀野地区活動センターの体育館の半面を使用する場合には、表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。</p> <p>2 体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額（1の場合にあつては、1に定める額。以下同じ。）の3倍に相当する額を使用料として徴収する。</p> <p>3 暖房（次に掲げるセンターにあつては、冷暖房）を使用する場合には、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料（当該センターにあつては、冷房料又は暖房料）として徴収する。</p> <p>(1) 青山地区活動センター（体育館を除く。）</p> <p>(2) 仙北地区活動センター</p> <p>(3) 太田地区活動センター（体育館を除く。）</p>							<p>1 加賀野地区活動センターの体育館の半面を使用する場合には、表に掲げる額の5割に相当する額を使用料として徴収する。</p> <p>2 体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額（1の場合にあつては、1に定める額。以下同じ。）の3倍に相当する額を使用料として徴収する。</p> <p>3 暖房（次に掲げるセンターにあつては、冷暖房）を使用する場合には、表に掲げる額の3割に相当する額を暖房料（当該センターにあつては、冷房料又は暖房料）として徴収する。</p> <p>(1) 青山地区活動センター（体育館を除く。）</p> <p>(2) 仙北地区活動センター</p> <p>(3) 緑が丘地区活動センター（第2集会室に限る。）</p> <p>(4) 山岸地区活動センター（第1集会室に限る。）</p> <p>(5) 本宮地区活動センター（第1集会室に限る。）</p> <p>(6) 仁王地区活動センター（集会室に限る。）</p>									

議案第 69 号

盛岡市球技公園条例について

1 制定の趣旨

球技公園を設置しようとするものである。

2 条例の内容

(1) 名称

名称を「いわて盛岡ボールパーク」とする。

「盛岡南公園野球場（仮称）整備事業整備基本計画」における整備コンセプトを「「プレー」しても「観て」も楽しいボールパークを、県と市が手を取り合い実現することにより、岩手・盛岡の憧れを創る」としていることから、県・市それぞれを表す「いわて盛岡」とし、また、これまでの野球場の概念にとらわれず、幅広い人たちが楽しめる空間を意図し、整備エリア全体を表す「ボールパーク」とする。

(2) 使用時間及び開設期間

区分	使用時間	開設期間
野球場	午前 5 時から午後 9 時まで	通年（年末年始を除く）
屋内練習場	午前 8 時から午後 9 時まで	通年（年末年始を除く）

(3) 使用料

現在の県営野球場及び市営野球場の使用料等を勘案した使用料とする。

ア 野球場

(ア) グラウンドの使用料

(イ) トレーニング室、会議室及び多目的室の使用料

(ウ) 照明設備、放送設備及びスコアボードの使用料

イ 屋内練習場

(ア) 多目的グラウンドの使用料

(イ) トレーニングルームの使用料

(参考)

使用料は次の基準で設定した。

- ・土、休日と平日の割合（土、休日：平日の約 1.2倍）
- ・一般と大学生以下の割合（大学生以下：一般の約 2 分の 1）

- ・アマチュアスポーツとその他の催しの割合（約3倍）

- ・料金ありと料金なしの割合（約3倍）

(4) その他

使用の許可、取消し等に関する事項や指定管理に関する事項について規定する。

併せて、関連する盛岡市都市公園条例の必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日

【附則第3項】盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																												
<p>○盛岡市都市公園条例 昭和52年3月29日条例第10号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和4年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市都市公園条例 盛岡市都市公園条例（昭和33年条例第11号）の全部を改正する。</p> <p>第1条から第6条まで 略 （有料公園施設）</p> <p>第6条の2 公園施設のうち有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 有料公園施設のうち盛岡市動物公園（以下「動物公園」という。）及び盛岡市都南中央公園プール（以下「都南中央公園プール」という。）の供用日及び供用時間は、別表第1の2のとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する有料公園施設にあつては、指定管理者。以下第5項まで及び第7条において同じ。）が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。</p> <p>3 動物公園及び都南中央公園プールを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、動物公園及び都南中央公園プールの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないものとする。 （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 （2） 施設、設備又は展示物を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 （3） 前2号に掲げるもののほか、動物公園及び都南中央公園プールの管理上適当でないとき。</p> <p>5 市長は、動物公園及び都南中央公園プールの管理上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。</p> <p>6 この条例に定めるもののほか、動物公園及び都南中央公園プールの管理に關し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>7 有料公園施設のうち、もりおか歴史文化館、盛岡市子ども科学館、盛岡市先人記念館、盛岡市遺跡の学び館、盛岡市立綱取スポーツセンター、盛岡南公園球技場、野球場及び屋内練習場の管理に關し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第7条から第17条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和4年条例第 号抄）</p> <p style="text-align: center;">1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1（第6条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都市公園名</th> <th style="text-align: center;">有料公園施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手公園</td> <td>もりおか歴史文化館</td> </tr> <tr> <td>中央公園</td> <td>盛岡市子ども科学館 盛岡市先人記念館 盛岡市遺跡の学び館</td> </tr> <tr> <td>綱取公園</td> <td>盛岡市立綱取スポーツセンター</td> </tr> <tr> <td>岩山南公園</td> <td>盛岡市動物公園</td> </tr> <tr> <td>都南中央公園</td> <td>盛岡市都南中央公園プール</td> </tr> <tr> <td>盛岡南公園</td> <td>盛岡南公園球技場 野球場 屋内練習場</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	有料公園施設	岩手公園	もりおか歴史文化館	中央公園	盛岡市子ども科学館 盛岡市先人記念館 盛岡市遺跡の学び館	綱取公園	盛岡市立綱取スポーツセンター	岩山南公園	盛岡市動物公園	都南中央公園	盛岡市都南中央公園プール	盛岡南公園	盛岡南公園球技場 野球場 屋内練習場	<p>○盛岡市都市公園条例 昭和52年3月29日条例第10号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市都市公園条例 盛岡市都市公園条例（昭和33年条例第11号）の全部を改正する。</p> <p>第1条から第6条まで 略 （有料公園施設）</p> <p>第6条の2 公園施設のうち有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 有料公園施設のうち盛岡市動物公園（以下「動物公園」という。）及び盛岡市都南中央公園プール（以下「都南中央公園プール」という。）の供用日及び供用時間は、別表第1の2のとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する有料公園施設にあつては、指定管理者。以下第5項まで及び第7条において同じ。）が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。</p> <p>3 動物公園及び都南中央公園プールを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、動物公園及び都南中央公園プールの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないものとする。 （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 （2） 施設、設備又は展示物を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。 （3） 前2号に掲げるもののほか、動物公園及び都南中央公園プールの管理上適当でないとき。</p> <p>5 市長は、動物公園及び都南中央公園プールの管理上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。</p> <p>6 この条例に定めるもののほか、動物公園及び都南中央公園プールの管理に關し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>7 有料公園施設のうち、もりおか歴史文化館盛岡市子ども科学館、盛岡市先人記念館、盛岡市遺跡の学び館、盛岡市立綱取スポーツセンター及び盛岡南公園球技場の管理に關し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第7条から第17条まで 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p>別表第1（第6条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都市公園名</th> <th style="text-align: center;">有料公園施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩手公園</td> <td>もりおか歴史文化館</td> </tr> <tr> <td>中央公園</td> <td>盛岡市子ども科学館 盛岡市先人記念館 盛岡市遺跡の学び館</td> </tr> <tr> <td>綱取公園</td> <td>盛岡市立綱取スポーツセンター</td> </tr> <tr> <td>岩山南公園</td> <td>盛岡市動物公園</td> </tr> <tr> <td>都南中央公園</td> <td>盛岡市都南中央公園プール</td> </tr> <tr> <td>盛岡南公園</td> <td>盛岡南公園球技場</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	有料公園施設	岩手公園	もりおか歴史文化館	中央公園	盛岡市子ども科学館 盛岡市先人記念館 盛岡市遺跡の学び館	綱取公園	盛岡市立綱取スポーツセンター	岩山南公園	盛岡市動物公園	都南中央公園	盛岡市都南中央公園プール	盛岡南公園	盛岡南公園球技場
都市公園名	有料公園施設																												
岩手公園	もりおか歴史文化館																												
中央公園	盛岡市子ども科学館 盛岡市先人記念館 盛岡市遺跡の学び館																												
綱取公園	盛岡市立綱取スポーツセンター																												
岩山南公園	盛岡市動物公園																												
都南中央公園	盛岡市都南中央公園プール																												
盛岡南公園	盛岡南公園球技場 野球場 屋内練習場																												
都市公園名	有料公園施設																												
岩手公園	もりおか歴史文化館																												
中央公園	盛岡市子ども科学館 盛岡市先人記念館 盛岡市遺跡の学び館																												
綱取公園	盛岡市立綱取スポーツセンター																												
岩山南公園	盛岡市動物公園																												
都南中央公園	盛岡市都南中央公園プール																												
盛岡南公園	盛岡南公園球技場																												
<p>別表第1の2から別表第3まで 略</p>	<p>別表第1の2から別表第3まで 略</p>																												

議案第 80 号

専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市市税条例の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

第 208回通常国会において「地方税法等の一部を改正する法律案」が、可決、成立し公布されたことに伴い、盛岡市市税条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定に基づく専決処分により改正したものである。

2 改正の内容

(1) 固定資産税・都市計画税関係

ア 土地に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置について、令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の 2.5%（現行：5%）とする。

※改正に伴う影響額：固定資産税 約 740万円減、都市計画税 約 100万円減の見込み。

イ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例について、対象となる公共下水道の利用者が設置した除害施設の特例割合を 4 分の 3 から 5 分の 4 に改める。

(2) 国民健康保険税関係

医療分に係る課税限度額を現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金分に係る課税限度額を現行の19万円から20万円とし、国民健康保険税全体としての課税限度額を次表のとおり、99万円から 102万円に引き上げる。

区分	改正前	改正後
医療分	63万円	<u>65万円</u>
後期高齢者支援金分	19万円	<u>20万円</u>
介護納付金分	17万円	17万円（変更なし）
課税限度額	99万円	102万円

※改正に伴う影響額：6,493,900円増の見込み。

(3) その他

法令等の改正に伴う必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

改正後	改正前
<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略 令和4年3月31日条例第20号</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第36条の5まで 略 (寄附金税額控除)</p> <p>第36条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第36条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が別に定めるもの</p> <p>ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</p> <p>イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人 に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> <p>コ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)</p> <p>(2) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち市長が別に定めるものに対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第36条の7から第45条の4の6まで 略</p>	<p>○盛岡市市税条例 昭和25年9月1日条例第16号 改正 略</p> <p>盛岡市市税条例 目次及び第1条から第36条の5まで 略 (寄附金税額控除)</p> <p>第36条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第36条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が別に定めるもの</p> <p>ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金</p> <p>イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人 (所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。) に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p> <p>コ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に関する業務に充てられることが明らかかなもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)</p> <p>(2) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち市長が別に定めるものに対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第36条の7から第45条の4の6まで 略</p>

改正後	改正前
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び施行令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 法第321条の8第34項の申告書(同条第33項の申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、法第321条の8第34項の申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項の申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第45条の5 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告書に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び施行令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び施行令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び施行令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>5 法第321条の8第34項の申告書(同条第33項の申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税額に、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第34項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>7 第5項の場合において、法第321条の8第34項の申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項の申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項若しくは第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は施行令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</p> <p>(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の</p>

改正後	改正前
<p>8 第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>8 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織(第12項において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。)を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の地方税共同機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。</p> <p>12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p> <p>13 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>第45条の6から第138条まで 略 (保険税の課税額)</p> <p>第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険費特別会計において負担</p>	<p>8 第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間</p> <p>8 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第45条の7の2第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第14条の規定を適用することができる。</p> <p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織(第12項において「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。)を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の地方税共同機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。</p> <p>12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</p> <p>13 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p> <p>第45条の6から第138条まで 略 (保険税の課税額)</p> <p>第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険費特別会計において負担</p>
<p>第45条の6から第138条まで 略 (保険税の課税額)</p> <p>第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険費特別会計において負担</p>	<p>第45条の6から第138条まで 略 (保険税の課税額)</p> <p>第139条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険費特別会計において負担</p>

改正後	改正前
<p>する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>第140条から第146条の10まで 略 （保険税の減額）</p> <p>第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万5,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円</p>	<p>する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>第140条から第146条の10まで 略 （保険税の減額）</p> <p>第147条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第138条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1万5,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1万6,730円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 8,365円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1万2,548円</p>

改正後	改正前
<p>平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 710円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,280円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円</p>	<p>平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 1,420円</p> <p>(イ) 特定世帯 1世帯について 710円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 1世帯について 1,065円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第138条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,280円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,340円</p>
<p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該未就学児につき算定したもの(前項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる被保険者均等割額の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 3,300円</p> <p>イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 5,500円</p> <p>ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 8,800円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 1万1,000円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 930円</p> <p>イ 前項第2号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 1,550円</p> <p>ウ 前項第3号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 2,480円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 3,100円</p>	<p>2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該未就学児につき算定したもの(前項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる被保険者均等割額の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 前項第1号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 3,300円</p> <p>イ 前項第2号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 5,500円</p> <p>ウ 前項第3号アに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 8,800円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 1万1,000円</p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 930円</p> <p>イ 前項第2号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 1,550円</p> <p>ウ 前項第3号ウに掲げる額を減額した世帯 未就学児1人について 2,480円</p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 未就学児1人について 3,100円</p>
<p>第147条の2から第150条まで 略</p>	<p>第147条の2から第150条まで 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>第1条から第7条の2まで 略</p>	<p>第1条から第7条の2まで 略</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、2分の1とする。</p>	<p>第7条の2の2 法附則第15条第2項第1号に規定する割合は、2分の1とする。</p>
<p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する割合は、5分の4とする。</p>	<p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する割合は、4分の3とする。</p>
<p>3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p>	<p>3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p>
<p>4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p>	<p>4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p>
<p>5 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p>	<p>5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p>
<p>6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p>	<p>6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する割合は、3分の2とする。</p>
<p>7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p>	<p>7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p>
<p>8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p>	<p>8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p>
<p>9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p>	<p>9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、4分の3とする。</p>
<p>10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p>	<p>10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p>
<p>11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p>	<p>11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p>
<p>12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p>	<p>12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、2分の1とする。</p>

改正後	改正前
13 法附則第15条第29項に規定する割合は、3分の2とする。	13 法附則第15条第30項に規定する割合は、3分の2とする。
14 法附則第15条第33項に規定する割合は、3分の1とする。	14 法附則第15条第34項に規定する割合は、3分の1とする。
15 法附則第15条第34項に規定する割合は、3分の2とする。	15 法附則第15条第35項に規定する割合は、3分の2とする。
16 法附則第15条の8第2項に規定する割合は、3分の2とする。	16 法附則第15条の8第2項に規定する割合は、3分の2とする。
17 法附則第64条に規定する割合は、零とする。	17 法附則第64条に規定する割合は、零とする。
第7条の3から第7条の6まで 略	第7条の3から第7条の6まで 略
(熱損失防止改修等住宅)等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)	(熱損失防止改修住宅)等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)
第7条の7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	第7条の7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積	(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日	(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日	(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等	(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等
(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由	(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
第7条の8 略	第7条の8 略
(特定熱損失防止改修等住宅)等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)	(特定熱損失防止改修住宅)等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)
第7条の9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	第7条の9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積	(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日	(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日	(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等	(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等
(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由	(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
第7条の10から第8条の2まで 略	第7条の10から第8条の2まで 略
(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)	(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)
第9条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。	第9条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法	2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法

改正後	改正前
<p>第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>
<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p>
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p>
<p>第10条 令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の算定については、地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。附則第17条の3において「令和3年改正法」という。) 附則第14条第1項の規定に基づき、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定は適用しない。</p>	<p>第10条 令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の算定については、地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号。附則第17条の3において「令和3年改正法」という。) 附則第22条第1項の規定に基づき、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定は適用しない。</p>
<p>第11条から第15条の2まで 略 (読替規定)</p>	<p>第11条から第15条の2まで 略 (読替規定)</p>
<p>第15条の3 法附則第15条第1項、第10項、 第14項、第16項、第18項、第20項、第25項、第32項から第34項まで若しくは第36項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>第15条の3 法附則第15条第1項、第10項、 第15項、第17項、第19項、第21項、第26項、第33項から第35項まで、第37項若しくは第39項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>
<p>第16条 略 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>第16条 略 (宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>第17条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5 (商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>第17条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5 (商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p>第17条の2から第25条の3まで 略 (公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)</p>	<p>第17条の2から第25条の3まで 略 (公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)</p>

改正後	改正前
<p>第25条の4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第147条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「同項に」とあるのは「法第703条の5第1項に」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>	<p>第25条の4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第147条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「同項に」とあるのは「法第703条の5第1項に」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>
<p>第25条の5から第42条まで 略</p>	<p>第25条の5から第42条まで 略</p>
<p>附 則（令和4年条例第20号）</p>	
<p>（施行期日）</p>	
<p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>	
<p>（固定資産税に関する経過措置）</p>	
<p>2 別段の定めがあるものを除き、改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</p>	
<p>3 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 （都市計画税に関する経過措置）</p>	
<p>4 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。 （国民健康保険税に関する経過措置）</p>	
<p>5 新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>	